

三河安城駅周辺パワーアップ再生プロジェクト 関係人口創出ワークショップ実践業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

三河安城駅周辺パワーアップ再生プロジェクト 関係人口創出ワークショップ実践業務

(2) 業務場所

三河安城マチナカ協創地区

(3) 業務内容

別紙「三河安城駅周辺パワーアップ再生プロジェクト 関係人口創出ワークショップ実践業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年3月22日（金）まで

(5) 委託上限額

10,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2 参加資格条件

本プロポーザルに参加できる応募者は、以下の項目に該当する単体企業又は特定委託共同企業体（以下「JV」という）とします。

(1) 単体企業として本プロポーザルに参加する応募者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- ① 安城市条件付き一般競争入札実施要綱に規定する市内、準市内又は県内の業者であること。
- ② 安城市（以下、「本市」という。）の入札参加資格者名簿（設計、測量、建設コンサルタント業務）の業務：建設コンサルタントで、業種：都市計画及び地方計画に登録があること。
- ③ 提出書類の提出期限から契約締結日までに、安城市工事請負業者等に係る入札参加資格停止要綱に基づく入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- ④ 過去5年間において、元請として官公庁（国、地方公共団体並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定されている特殊法人に限る。以下同じ。）発注のエリアマネジメントに関する業務実績を3件以上有すること。
- ⑤ 過去5年間において、元請として官公庁発注の都市計画マスタープランの策定に関する業務実績を1件以上有すること。
- ⑥ 過去5年間において、元請として官公庁発注の立地適正化計画の策定に関する業務実績を1件以上有すること。
- ⑦ 過去5年間において、元請として官公庁発注の都市計画分野におけるまちづくりに寄与する社会実験の支援に関する業務実績を1件以上有すること。
- ⑧ 過去5年間において、元請として官公庁発注の都市計画分野におけるプラットフォームづくりに関する業務実績を1件以上有すること。

- ⑨ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
 - ⑩ 公告日から、契約締結日までの期間において、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付安城市長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
 - ⑪ 管理技術者、照査技術者は、④から⑧の業務実績をそれぞれ1件以上有していること。
 - ⑫ 照査技術者は、技術士（建設部門（都市及び地方計画））の資格保有者であること。
 - ⑬ 担当技術者は、④及び⑧のそれぞれ業務実績を1件以上有していること。なお、担当技術者が2名以上の場合は、担当技術者ごとに④又は⑧の業務実績を1件以上有していればよい。
- （2）JVとして本プロポーザルに参加する応募者の場合は、次に掲げる要件を全て満たすものとします。なお、JVを構成する者の呼称は、代表構成員、構成員とします。
- ① 代表構成員は、2.（1）①及び②を満たすこと。
 - ② 全ての構成員は、2.（1）③、⑨及び⑩を満たすこと。
 - ③ 代表構成員は本業務の中心的役割を担う履行能力を持つこと。
 - ④ 業務実績について、代表構成員は、2.（1）④から⑧を満たすこと。
 - ⑤ 業務実績について、構成員は、2.（1）④から⑧のうち1つ以上満たすこと。
- （3）参加における制限は以下の通りです。
- ① 応募者からの応募は1点のみとします。
 - ② 応募者は、連名による応募はできません。
 - ③ 応募者が単体企業である場合、他の応募者であるJVの代表構成員を含む構成員となることはできません。
 - ④ 応募者がJVである場合、その代表構成員を含む構成員は他の応募者であるJVの代表構成員を含む構成員となることはできません。
- ※上記①～④の制限に関しては、各企業の支店など事業所が別であっても、同一法人格の場合は同一企業と見なします。

3 企画提案書の提出

（1）書類提出方法

企画提案書（（3）提出書類ア及びイ）を作成し、安城市健幸=SDGs課プロジェクト推進係まで持参又は郵送してください。なお、持参、郵送における取扱いは以下のとおりです。

ア 持参の場合

持参する旨、事前連絡末尾記載の問合せ先に電話連絡をしてください。

イ 郵送の場合

書留郵便又は配達証明付（提出期限までに必着）に限ります。なお、送付した旨の連絡を末尾記載の問合せ先に電話連絡をしてください。

（2）提出期限

令和5年4月24日（月）午後5時まで

（3）提出書類

提出書類は以下の通りです。

ア 参加資格確認に関する書類

紙面で1部作成してください。

- 参加表明書（様式1－1）
- 特定委託共同企業体協定書（様式1－2 共同企業体として提出する場合のみ）
- 同種業務実績一覧（様式2）及び様式2に記載の業務実績がわかる書類の写し
- 配置予定技術者の経歴等（様式3）及び様式3に記載の業務実績がわかる書類の写し

イ 業務提案書

紙面で9部作成し、データで一式作成してください。なお、データにつきましてはCD-ROM等のメディアに格納し提出してください。メディアについては返却いたしません。

（4）辞退について

企画提案書の提出後、辞退する場合は辞退届（様式4）を記入し、持参してください。

なお、提出期限は、令和5年4月24日（月）午後5時までとします。

4 参加資格確認の通知

（1）参加資格の内容

参加者からの提出書類により、参加資格の有無を確認します。

（2）参加資格確認の通知方法

参加資格確認の結果について、参加者全員にメールで通知します。

（3）参加資格確認の通知日

令和5年4月25日（火）午後

5 業務提案書の構成

「3 企画提案書の提出」（3）イで提出を求める業務提案書の構成は下記のとおりとします。業務提案書の様式は任意でA4判10ページ以内とし、以下の内容を記載するものとします。なお、見積書と表紙はページ数に含まないものとします。また、図表以外の文字サイズは11ポイント以上としてください。

ア 提案内容について

別紙「三河安城駅周辺パワーアップ再生プロジェクト 関係人口創出ワークショップ実践業務審査要領（以下、「審査要領」という。）」及び「三河安城駅周辺パワーアップ再生プロジェクト 関係人口創出ワークショップ実践業務仕様書」を参照すること。

なお、様式は任意であるが、提案内容の記載の順番は、基本的に審査要領の審査項目の順とすること。ただし、説明（プレゼン等）のし易さから提案順序が前後することがある場合は、見出し等で分かるよう表示をすること。

イ 見積書（税抜き、安城市契約規則の様式を使用）

※ 採用後は、業務提案書の内容の協議により、改めて見積書を提出していただく場合があります。

ウ 業務提案書の表紙

所在地、称号又は名称、代表者氏名、電話番号を明記すること。

6 業務及び本プロポーザルに関する質問及び回答

(1) 提出方法

ア (4) 提出先に記載のメールアドレスあてにメールで提出し、到達確認を電話で行うこと。

イ 件名は「【提案者名を記入】三河安城駅周辺パワーアップ再生プロジェクト 関係人口創出ワークショップ実践業務質問書」とすること。

ウ 質問に当たっては、様式5を使用すること。

(2) 提出期限

令和4年4月14日(金)午後5時まで

(3) 回答方法

令和5年4月17日(月)午後、本市ウェブサイト「望遠郷」にて公表します。

(4) 提出先

安城市企画部健康=SDGs課プロジェクト推進係 白子

E-mail kikaku@city.anjo.lg.jp

7 優先交渉権者の決定に係る審査

(1) 審査の実施体制、審査対象、評価基準及び配点、審査方法等

優先交渉権者の決定に係る審査の実施体制等については、別添審査要領に記載のとおりです。

(2) 審査対象のうち、プレゼンテーション審査の実施に関する通知方法

参加資格確認ができた参加者に対して、メールで通知します。

(3) プレゼンテーション審査の実施に関する通知日

令和5年4月25日(火)午後 ※参加資格確認結果の通知と合わせて通知します。

(4) プレゼンテーション審査の実施日、場所

ア 日時 令和5年5月12日(金)

イ 場所 安城市役所

※審査時間、具体の場所については、(3)の通知時にお知らせします。

(5) プレゼンテーション審査の実施方法

審査要領の通りです。

(6) 審査結果

ア 選定委員会の選定を受けて、最も優秀な提案者を優先交渉権者として決定します。

イ 優先交渉権者の決定後、審査結果を提案者に個別にメールで通知します。

ウ 審査結果のメール通知後、インターネットで結果を公表します。

エ 審査結果についての異議申し立てはできません。

(7) 審査結果の通知日

令和5年5月19日(金)

8 優先交渉権者決定の取り消し

次の要件のいずれかに相当する場合には、決定を取り消すことがあります。

- (1) 参加資格があると偽った場合又は参加資格を失った場合
- (2) 業務提案書に虚偽の内容が記載されていた場合

9 失格の条件

以下の条件に該当する場合は失格になることがあります。

- (1) 参加表明書等に不備、不足があった場合
 - ※2 参加資格条件(1)④から⑧に関する実績が指定数未満、配置予定技術者の経歴等の記載がないなど
- (2) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 企画提案書に虚偽内容が記載されている場合
- (4) 業務提案書作成のための仕様書等に表示された条件に適合しない場合
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (6) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為が認められる場合
- (7) 見積金額が委託上限額を上回った場合

10 契約の締結

- (1) 選定委員会が選定した優先交渉権者と本市が協議し、委託契約に係る仕様を確定させた上で契約を締結します。仕様書の内容は提案された内容を基本としますが、優先交渉権者と市との協議により最終的に決定します。
- (2) 契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴収し決定します。なお、見積金額は委託上限額を超えないものとします。
- (3) 優先交渉権者と市との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、審査結果において次順位の優秀提案者と協議を行うこととします。

11 日程等

- (1) 公告日 令和5年4月1日(土)
- (2) 企画提案書提出期間 令和5年4月1日(土)～4月24日(月) 午後5時
- (3) 質問受付期間 令和5年4月1日(土)～4月14日(金) 午後5時
- (4) 質問の回答 令和5年4月17日(月) 午後
- (5) 参加資格確認結果の通知 令和5年4月25日(火) 午後
- (6) プレゼンテーション審査 令和5年5月12日(金)
- (7) 優先交渉権者の決定 令和5年5月19日(金)
- (8) 優先交渉権者との契約締結協議 令和5年5月中
- (9) 日程については、予定であり、本市の都合により変更する場合があります。

12 その他

- (1) 三河安城駅周辺でのプレイヤーを育てる取組となる、三河安城マチナカ協創地区における公

募までの取組実績等については、ウェブサイトで掲載する「都市再生整備計画（まちなかウォークアブル推進事業）」及び「新しいまちづくりのモデル都市選定概要」、「第1回まちづくりアワード計画構想部門特別賞」、「協創のまちづくりウェブサイト」等を参考してください。また、SNSの安城市キョウソウまちづくりのアカウント投稿を参考にしてください。

- (2) 三河安城駅周辺を含めたステークホルダーをつなげる取組となる、あんじょうSDGs共創パートナー制度における公募までの取組実績等については、ウェブサイトで掲載する「SDGs未来都市計画（内閣府認証計画）」及び「安城市SDGs特設サイト」等を参考してください。また、SNSの安城市SDGsのアカウント投稿を参考にしてください。
- (3) 三河安城駅周辺での新たなステークホルダーの取組となる、シーホース三河株式会社含むアイシングループが検討する（仮称）アイシン多目的交流拠点（スタジアム・アリーナ改革推進事業①先進事例形成 2022年3月作成 スポーツ庁ウェブサイトより）に関する本業務の公募までの取組実績等については、スポーツ庁ウェブサイト「スタジアム・アリーナ改革」以下で公表されるデータを参考してください。
- (4) 企画提案書等作成に要する費用等、今回の応募に係る一切の費用は参加者負担とします。
- (5) 提出された書類は返却しないものとします。
- (6) 誤字等を除き、提出後の企画提案書の追加、変更、差替え及び再提出は認めません。
- (7) 著作権の取り扱い
 - ア 決定した業者の企画提案書に係る著作権は、安城市に帰属します。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属します。
 - イ 決定されなかった業者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属します。
- (8) 審査結果についての異議申し立ては受けないこととします。
- (9) 当該プロポーザル実施についての説明会は行わないものとします。

13 問合せ・提出先

安城市役所企画部健康=SDGs課プロジェクト推進係 白子

住 所 〒446-8501 安城市桜町18番23号

電 話 0566-71-2204（直通）

FAX 0566-76-0066

E-mail kikaku@city.anjo.lg.jp